勤労者財産形成貯蓄預金

(2015年3月9日現在)

| 商品名 | | 財形住宅貯蓄 勤労者財産形成貯蓄預金 財形住宅預金 |
|---------|------|---|
| 販売対象 | | 事業主に雇用されている勤労者(1人1店舗、1契約) |
| 契約締結時年齢 | | 5 5 歳未満 |
| 積立期間 | | 5年以上(年1回以上の預入が必要です)にわたって定期に積立をする。 ただし、5年以内でも住宅取得のための払出しは可。 |
| 預入 | 預入方法 | ・事業主による給与天引、代行預入(毎回の預入れは、それぞれ1口の自動継続期日 指定定期預金) |
| | 預入金額 | ・100円以上 |
| | 預入単位 | ・1円単位 |
| 払出しの制限 | | ・預金及び利子は持家の取得及び増改築のための払出以外の払出しを行わない。 |
| 支払期限 | | ・住宅取得等の日(所有権を取得した日又は増改築工事が完了した日)から1年以 内 |
| 利息 | 適用利率 | 店頭掲示の金利を適用します。 |
| | 支払方法 | 個別の定期預金ごとの満期後元金に組入れ、自動的に継続します。 |
| | 計算方法 | ・預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在における店頭掲示利率で1年複利で計算します。 ①預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合・・・2年未満の利率 ②預入日から満期日までの期間が2年以上の場合・・・・・2年以上の利率 ・満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日の普通預金の利率によって計算します。「年金元金計算日」までの期間が1年未満の場合は、同日を満期日とするスーパー定期預金とします。 |
| 税金 | | ・財形年金預金と合算で550万円を非課税の限度額とすることができます。 ・上記非課税限度額を越える場合は、元本全額の利子について分離課税(20%、国税15%、地方税5%)されます。 持家取得目的以外の払出し(要件外払出)となる場合は、中途解約の扱いとすることから税法上課税されます。支払利子は5年間に遡って課税対象になります。 [追徴課税(国税15%、地方税5%)] ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 |
| 契約の証 | | ・「財産形成任名頂金」契約の証」(以下「二契約の証」とする)を作成し事業主を経由して契約者に交付します。 |

| 金利情報の入手 方法 | ・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。 |
|-------------------|---|
| 支払方法 | ・指定口座へ入金を原則とします。 ・全額支払または一部支払ができます。 ①全額支払・・持家を取得した日から1年以内に、該当住宅の登記簿謄本等の書類の提出を受けて支払います。 ②一部支払・・持家として住宅を取得する前に、該当住宅の建設工事請負契約書または売買契約書の写しの提出を受け、預金残高の90%を限度とし1回に限り支払います。 ③一部支払後の支払・・一部支払後2年以内、かつ、持家を取得した日から①の全額支払の方法で支払います。 |
| 契約の変更 | ・預入金額、最終預入日、支払開始日、支払回数の変更受付期限については最終預入日までとします。 ・支払開始日の繰上は、変更後支払開始日の1年3カ月前の応答日までとします。 また、繰下げる場合は、変更前支払開始日の1年3カ月前の応答日までとします。 |
| 中途解約の取扱い | ・やむを得ない理由により、解約する場合には、すべて解約することとなり、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から、解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ①6 カ 月 未 満 解約日の普通預金利率 ②6カ月以上1年未満 2年以上利率×40% ③1年以上1年6カ月未満 2年以上利率×50% ④1年6カ月以上2年未満 2年以上利率×60% ⑤2年以上2年6カ月未満 2年以上利率×70% ⑥2年6カ月以上3年未満 2年以上利率×90% (注)解約日の普通預金利率 (小数点第3位以下切捨) |
| 苦情処理措置· 紛争解決措置 | ・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室 (9時~17時、電話 0120-131-811) にお申出ください。 ・紛争解決措置:東京弁護士会(電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話 03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話 03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 |

その他参考と なる事項

- ・この預金につきましては、所定の申込書等が必要です。
- ・この預金については、通帳発行にかえ、契約者宛に年2回(6月・12月)の残 高を通知いたします。
- ・預金者が積立期間中に退職、役員昇格等により勤労者でなくなった場合は、不適 格事由が生じたものとして下記の通り課税関係が生じます。
 - ①利子計算期間が1年超

該当事由の発生から1年経過する日前に支払われる利子・・・・非課税 該当事由の発生から1年経過する日以後に支払われる利子・・・課税

②利子計算期間が1年以内

該当利子計算期間の利子・・・非課税 該当利子計算期間後の利子・・・課 税

- ・期日指定定期預金は、退職等生じた日の1年後の応答日の前日を満期日とします。
- ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までと その利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それ らの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)